

お 知 ら せ

最低賃金総合相談支援センターの開設 —中小企業向け無料相談事業を委託—

神奈川県労働局（局長 水野知親）では、最低賃金の引き上げの影響が大きい中小企業向けに経営の改善や労働条件管理の相談等をそれぞれ専門家によってワンストップで対応できる相談窓口を整備するため、最低賃金総合相談支援センターを開設いたします。

- 1 受託団体 公益社団法人けいしん神奈川
(横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル内)
相談窓口電話 045-641-0111
- 2 担当区域 神奈川県全域
- 3 主な事業内容
中小企業事業主を対象とする相談や専門家派遣の実施
 - (1) 相談等支援業務
最低賃金の引上げに向けて中小企業事業主が抱える様々な労務・経営に関する相談(例えば賃金・退職金・労働時間制度の見直しや販路開拓、新規事業、資金調達等)の問題を解決するためにワンストップで無料相談に応じる。
 - (2) 専門家派遣
中小企業事業主のニーズに応じた最低賃金総合相談支援センターから専門家を派遣し、問題解決手法をアドバイスする。
- 4 実施体制
労務管理や経営相談に関する専門的な知識を有する「コーディネーター」を配置
- 5 相談等の開設日数等
 - (1) 開設日
平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日で 1 か月 18 日間
(土・日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
* 窓口開設日は、ホームページで確認下さい。
(URL⇒ <http://www.keieishindan.jp/>)
 - (2) 開設時間
9 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分

問 合 せ 先	神奈川労働局労働基準部
	賃金課長 澁谷 健一
	主任賃金指導官 高松 正昭
	電話 045 (211) 7354